第二号の五様式　（平12総府令137・追加、平12総府令116（平12総府令137）・平14内府令46・平16内府令91・平19内府令65・平26内府令49・令元内府令２・一部改正）

【表紙】

【提出書類】　有価証券通知書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者（受託者）名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【発行者（原委託者）氏名又は名称】

【代表者の役職氏名】

【住所又は本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

第一部【募集（売出）要項】

第１【外国資産信託流動化受益証券の形態等】

第２【発行（売出）数】

第３【発行（売出）価額の総額】

第４【発行（売出）価格】

第５【分配金の分配時期及び場所】

第６【申込単位】

第７【申込期間】

第８【申込証拠金】

第９【申込取扱場所】

第10【払込期日及び払込取扱場所】

第11【引受け等の概要】

第12【その他】

第二部【最近における募集（売出し）の状況】(2)

第１【外国資産信託流動化受益証券の形態等】
第２【発行（売出）数】
第３【発行（売出）価額の総額】
第４【発行（売出）価格】
第５【申込期間】
第６【申込証拠金】
第７【払込期日】
（記載上の注意）
(1) 一般的事項
a 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
b 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
c 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
d 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1)a に準じて記載すること。
e この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
f 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の五様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
(2) 最近における募集（売出し）の状況
有価証券通知書提出日前１年以内における募集又は売出し（法第４条第１項から第３項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、外国資産信託流動化受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。